

# 事業所税の手引き

事業所税は、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことにより発生した交通問題、公害問題、ごみ処理問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税として、昭和50年(1975年)に創設されたもので、令和2年(2020年)1月1日現在、全国で課税団体は77団体で、大阪府下では、大阪市、堺市、守口市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市および豊中市の8市です。

事業所税は、申告納付税目であり、また、事業所用家屋貸付等申告という制度を採用しています。

したがって、本税の円滑な運用には、関係者の方々の深いご理解とご協力が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

この「事業所税の手引き」には、事業所税の課税のしくみと申告の方法について、そのあらましが説明してありますので、申告等の参考にしていただければ幸いです。

**豊中市では地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告・申請サービスを行っています。**

※eLTAXを利用する場合は、電子証明書を取得されたうえでeLTAXのホームページに利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。豊中市ホームページなどを参考にしてください。なお、豊中市では電子申告に対応しており、電子納税については、令和元年10月から導入しております。

申告データ等の作成など具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください。

地方税共同機構

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459 [9:00~17:00 受付 (土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く)]

IP電話やPHSなどをご利用の場合 電話 03-5500-7010

eLTAX ホームページアドレス <http://www.eltax.jp/>

申告書の提出先・問合せ先

豊中市 財務部 市民税課 事業所税担当

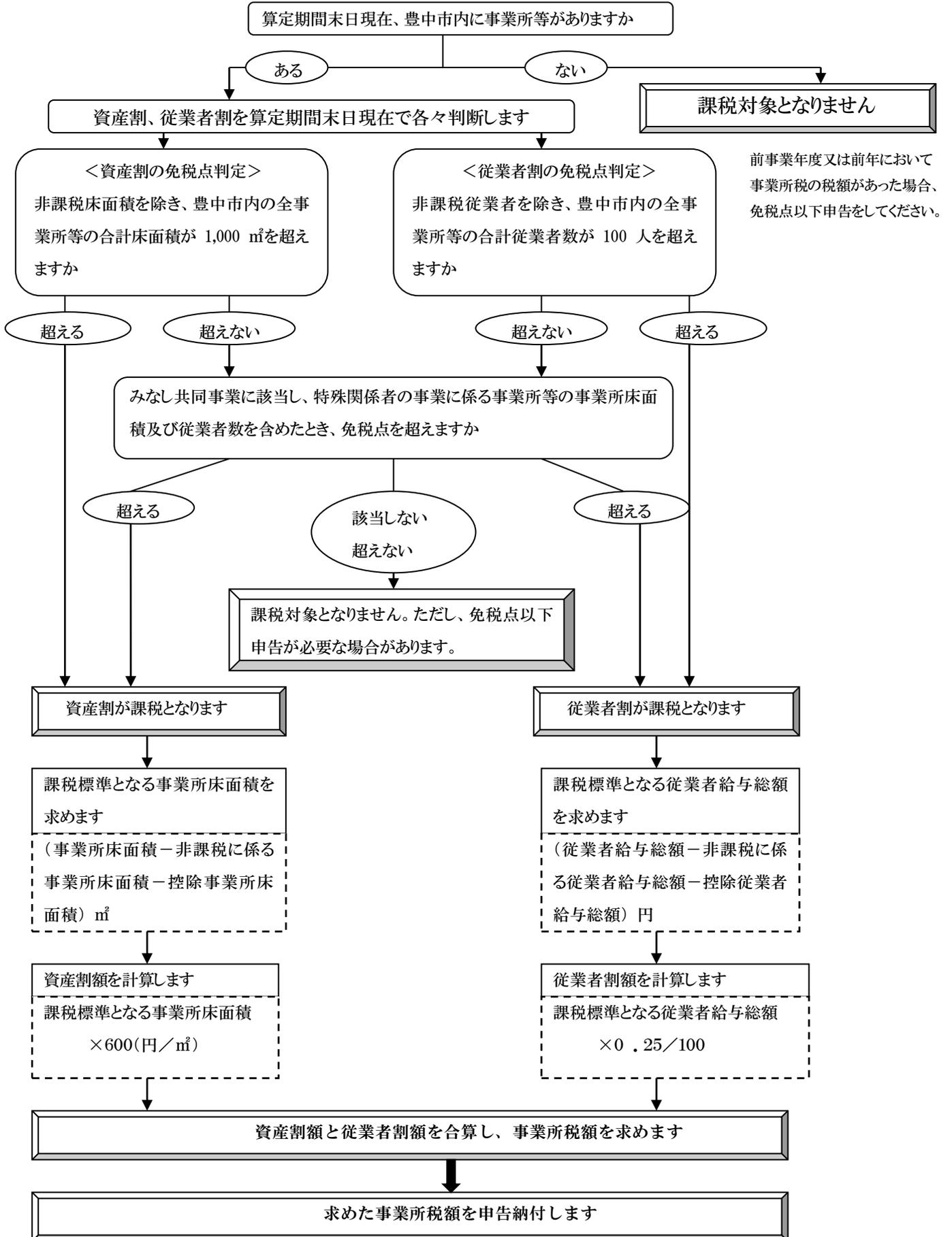
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階)

TEL 06-6858-2154(直通) FAX 06-6842-2797

ホームページアドレス <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

豊 中 市

# 課税の判定(フローチャート)



## I . 事業所税の構成

事業所税		
種類	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において行われる事業	
納税義務者	事業所において事業を行う者	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税率	1㎡につき600円	100分の0.25(0.25%)
免税点	各事業所等の床面積の合計面積が 1000㎡以下	各事業所等の従業者の合計人数が 100人以下
課税標準の 算定期間	法人……事業年度	
	個人……1月1日～12月31日	
申告・納付期限	法人……事業年度終了の日から2ヶ月以内(延長制度はありません)	
	個人……翌年3月15日まで	
非課税	<p>地方税法第701条の34に規定する施設は非課税となります。 床面積・人数は免税点判定から除外されます。 主なものには、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人または非収益事業を行う公益法人</li> <li>・福利厚生施設(従業者の娯楽室、食堂等)</li> <li>・路外駐車場</li> <li>・一定の特定防火対象物に設置される消防・防災施設</li> </ul> <p>(18ページからの「非課税対象施設一覧表」をご覧ください。)</p>	
課税標準の特例	<p>地方税法第701条の41に規定する施設は課税標準からその一定割合が 控除されます。 <b>床面積・人数は免税点判定からは除外されません。</b></p> <p>(20ページからの「課税標準の特例対象施設一覧表」をご覧ください。)</p>	

## II ． 事業所税の課税客体

### 1 ． 事業所等とは

自己の所有を問わず、事業の必要から設けられた設備で、継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所・店舗・工場・倉庫などをいいますが、これらに付随する材料置き場・作業所・ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお無人倉庫など人的設備を欠く施設も、これらを管理する事務所等（豊中市の内外を問いません。）がある限り事業所等に該当します。

事務所等に該当しないものには次のようなものがあります。

社宅・社員寮などの住宅	住宅は本来事業所税の課税客体ではありません
設置期間が2～3ヶ月程度の現場事務所・仮小屋等	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所としては扱いません。
建設業における現場事務所等 臨時的かつ移動性を有する 仮設建築物で設置期間が1年未満	事業に継続性がみとめられないこと及び大型建設工事の実態を考慮して、設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

#### (1) 事務所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほかこれに関連して行われる付随的な活動も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋またはその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば外交員のセールスなども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業になります。

#### (2) 申告義務者

豊中市内に所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において事業を行う者で各事業所等の事業所床面積の合計が800㎡を超える場合、又は当該事業所等の従業者の合計が80人を超える場合のいずれかに該当する場合申告が必要となります。したがって免税点以下であっても申告の必要があります。

（市税条例施行規則第22条）

事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」のいずれか一方が免税点を越える場合には、当該免税点を越えることになる資産割又は従業者割が課税されます。

## 2. 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人です。

### (1) 貸ビル等

事業所用家屋(貸ビル等)で事業を行っている場合は、所有者ではなく、入居者(テナント)が納税義務者となります。ただし事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、その貸し付けた日から1月以内に当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を申告する義務があります。

(市税条例第132条第2項)

### \* 次の場合にご留意ください

- ① 入居者とは、一般的には所有者と賃貸借契約における借主を指しますが、名義上の借主と実質上の借主が異なる場合(転貸などの場合)は、実質上の借主が納税義務者となります。
- ② 貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者になります。
- ③ 貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので課税対象にはなりません。
- ④ 貸ビル等の地下などの駐車場や駐輪場でテナントの使用部分が定められ、管理責任もテナントにある場合は、そのテナントの専用部分となります。この場合、車路・通路等の共用部分も使用部分の床面積によって按分して加えます。

### (2) 人格のない社団等

人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、法人とみなされて納税義務者となります。ただし、非収益事業は非課税となります。

### (3) 清算中の法人

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業に係る事業所税の納税義務者となります。

### (4) 事業を行うものが単なる名義人の場合(実質課税)

法律上事務所等において事業を行うとみられるものが単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると思われる場合は、事実上その事業を行っているものが事業所税の納税義務者となります。

### (5) 共同事業及びみなし共同事業

- ① 2以上の者が共同して事業を行う場合は連帯納税義務を負います。
- ② 特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業が同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者には連帯納税義務が課されます。

### 3. 課税標準

#### (1) 資産割

課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積です。

##### (ア) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

※床面積……1㎡を単位として、100分の1未満の端数は切り捨てます。

##### (イ) 家屋

家屋とは、固定資産税における家屋をいいます。これは不動産登記法の「建物」と同じです。したがって、建物登記簿に登記されるべき建物が家屋に該当し、登記の有無は問いません。

具体的には屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

##### (ウ) 共用部分がある場合の取扱い

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいいます。例えば貸ビル等の廊下・階段・エレベーター室・機械室・電気室等をいい、これらは入居者全員の共用部分となります。

1つの事業所用家屋を2人以上で使用する場合など、共用部分があるときは、それぞれの者について次の算式によって算出します。

事業所床面積	=	その者の専用部分 の床面積	+	$\left[ \begin{array}{l} \text{共用部分の} \\ \text{床面積} \end{array} \times \frac{\text{その者の専用部分の床面積}}{\text{各専用部分の床面積の合計}} \right]$
--------	---	------------------	---	---

##### (エ) 6ヶ月決算法人、年の途中で事業を開始又は廃止した場合など12ヶ月に満たない場合

課税標準の算定期間の 末日における事業所床面積	×	$\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12 \text{ヶ月}}$	* 新設の場合は新設月の翌月からの月数、 廃止の場合は廃止月までの月数
----------------------------	---	--	--

ただし、新設日が事業年度の初日の場合は新設月も含んだ月数で計算します。

〔注意〕 課税標準の月割計算は事業所等の新設または廃止があった場合のみ行います。事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

##### (オ) 同一建物内で、事業所床面積に変更があった場合

課税標準の算定期間中に、借り増し等で事業所床面積の異動が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等にかかる課税標準となります。

##### (カ) 支店、営業所等の事業所等を廃止した場合

課税標準の算定期間の末日において事業所等を有しなくなった場合、又は事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので当該廃止事業所等について月割計算する必要はありません。なお市内において事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から1ヶ月以内に必要事項をご申告ください。

## (2) 従業者割

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額をいいます。

従業者とは、一般従業者の他、役員(使用人兼務役員含む)・臨時の従業者などを含みます。ただし、役員以外の障害者(精神障害者を含む)又は65歳以上(注)の者は従業者には含まれません。

(注)平成17年度税制改正により、従業者割の非課税となる高齢者の年齢が65歳以上となり、以下の経過措置が設けられています。

- \*平成18年(2006年)4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 62歳以上
- \*平成19年(2007年)4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 63歳以上
- \*平成22年(2010年)4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 64歳以上
- \*平成25年(2013年)4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 65歳以上

## (ア) 従業者給与総額

従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(扶養手当、住居手当、所得税で課税となる通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等)の総額です。

退職給与金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与は従業者給与総額に含まれません。また、外交員その他の報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。

## (イ) 雇用改善助成対象者

従業者が雇用改善助成対象者である場合は、支払い給与の2分の1に相当する額は従業者給与総額に含まれません。雇用改善助成対象者とは次に掲げるものをいいます。

- ① 高齢者・心身障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成(特定求職者雇用開発助成金)に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満(注)の者
- ② 作業環境に適応させるため訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満(注)の者
- ③ 本州四国連絡橋建設に伴う一般旅客定期航路事業等利殖者の雇入れの促進に関する助成に係る者のうち雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満(注)の者

上記①～③の65歳未満としている年齢も上記(注)と同じく段階的に引き上げます

## (ウ) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、豊中市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から豊中市内の事業所等へ転勤したものがあつた場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額に含まれません。

なお給与等の支払いの際に、どの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算の基礎となる期間の末日に豊中市内の事業所等に勤務し、給与の支払日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は従業者給与総額に含まれることとなります。

## 従業者の範囲等一覧表

従業者の区分		免税点の判定における 従業者の範囲	課税標準における 従業者給与総額の範囲	備考
役員	無給の役員	従業者に含まない		
	数社の役員を 兼務する役員	それぞれの会社の従業者を含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者を含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー		従業者に含まない	従業者給与総額に含める	勤務時間が正社員の 4分の3未満
日々雇用等の臨時の従業者 (アルバイト)		従業者を含める	従業者給与総額に含める	
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者を含める	従業者給与相当額に含める	
中途退職者		従業者に含まない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者を含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者を含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者を含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業者給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		従業者に含まない	従業者給与総額に含めない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は従業者に含める	長期出張の場合は従業者給与総額に含める	
保険外交員		所得税法で事業所得とされる報酬のみで、給与が支払われていない者は含めない	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業者に含まない	従業者給与総額に含めない	

## 4. 免税点

課税標準の算定期間(法人は事業年度、個人は課税期間)の末日の状況により判定します。

### (1) 資産割

資産割は、市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積が1000㎡以下の場合には課税されません。免税点は、事業所床面積から非課税床面積を控除して判定します。

また、課税標準の特例対象となる施設がある場合は、課税標準の特例を適用する前の事業所床面積で免税点を判定します。

## (ア) 免税点の判定

課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積は、免税点判定の基礎となる床面積には含まれません。ただし、事業所床面積が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。

### (イ) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日前6ヶ月以上事業を休止している場合、その部分の事業所床面積は免税点判定の基礎となる床面積には含まれますが、課税標準からは除かれます。

## (2) 従業者割

従業者割は、市内の各事業所等の従業者の数の合計が100人以下の場合には課税されません。役員以外の障害者及び役員以外の年齢65歳以上(6ページ(注))の者の数は、上記の従業者数には含まれません。その他、免税点判定の対象となる従業者の範囲については「従業者の範囲等一覧表」(7ページ)をご覧ください。免税点は、非課税施設に勤務する者の数を除いて判定します。(課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は判定の対象に含まれます。)

雇用改善助成対象者及び課税標準の特例施設の従業者は、判定の対象からは除かれませんが、

## (ア) 免税点の判定

課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る従業者数は、免税点判定の基礎となる従業者数には含まれません。ただし、従業者数が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る支払い給与等も課税標準に含まれます。

### (イ) 従業者数に著しい変動がある事業所等

課税標準の算定期間の各月の末日現在の従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

## (3) その他(資産割・従業者割共通)

### 共同事業を行っている場合

免税点及び課税標準は個々に判定します。この場合の事業所床面積は次の計算式により求めます。

各共同事業者の事業所 床面積又は従業者数	=	共同事業に係る事業所等の 事業所床面積又は従業者数	×	損益分配の割合(割合が定められて いない場合は出資割合)
-------------------------	---	------------------------------	---	---------------------------------

共同事業者のうち、他に単独で事業を行う事業所等を有している場合は、その単独事業分の事業所床面積又は従業者数を合算して免税点を判定します。

みなし共同事業については14ページをご覧ください。

## 5. 非課税

事業所税を課すべきでない施設等については非課税措置が講じられております。

### (1) 主な非課税施設

#### (ア) 人的非課税

国及び地方公共団体など法人税法第2条第5号の公共法人に対しては、事業所税は課税されません。法人税法第2条第6号の公益法人または人格のない社団等は、収益事業の部分を除いて非課税となります。

#### (イ) 福利厚生施設

① 事業主又は事業主の団体が経営する、専らその事業主が雇用する勤労者が利用するための福利厚生施設

② 農業共同組合などの組合が経営する、専ら勤労者が利用するための福利厚生施設

具体的な福利厚生施設としては勤労者のための保養所・美容室・理髪店・食堂・体育館・売店・喫茶室・娯楽教養室等。更衣室・浴場・休憩室・仮眠室・喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、**事業活動上必要な施設(主に制服に着替えるための更衣室等)は非課税とはなりません。**

研修所は、一般に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。また、通勤用駐車場(又は自転車置場)も福利厚生施設ではありません。なお社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設であるので、事業所用家屋ではありません。

#### (ウ) 駐車場法に規定する路外駐車場(特定路外駐車場)のうち一定のもの

特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(注)をいいます。したがって、月極貸し(あるいは年貸し)などの駐車場は該当しません。時間貸しの駐車場は、一般公共の用に供されていることが明らかな場合は特定路外駐車場となります。

(注) 道路の路面外に設置される自動車のための施設であって**一般公共の用**に供するもの

特定路外駐車場は有料・無料を問いません。

〈非課税となる特定路外駐車場〉

- ① 市計画法の規定により決定された特定路外駐車場
- ② 駐車場法の規定により設置を届け出た特定路外駐車場
- ③ 一般公共の用に供されることが明らかなものとして、市長が認めた特定路外駐車場

#### (エ) 消防用設備等・防災施設等

消防用設備等及び防災設備等とは、百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等で一定のものをいいます。

よって、非課税の対象となるのは、次に掲げる特定防火対象物【表1】に設置される消防用設備等【表2】及び防災施設等【表3】に限られます。一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、非課税に該当しません。

【表1】特定防火対象物一覧表

1	(1)劇場、映画館、演芸場、観覧場 (2)公会堂、集会場
2	(1)キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの (2)遊技場、ダンスホール (3)性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
3	(1)待合、料理店その他これらに類するもの (2)飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	(1)病院、診療所、助産所 (2)老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設、児童更生施設を除く)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 (3)幼稚園、特別支援学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7までに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	地下街
10	建築物の地階(9に掲げるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

【表2】消防用設備等に係る非課税施設一覧表(床面積を有する部分に限る)

1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線のシャフトの部分
2	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分
3	消火薬剤の貯蔵庫
4	動力消防ポンプの設備の格納庫
5	消火栓箱、消防用器具の格納箱等
6	避難器具の設置部分
7	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分

【表3】防災施設等に係る非課税施設一覧表(床面積を有する部分に限る)

		非課税対象床面積	非課税割合
1	階段	① 特別避難階段の階段室及び附室	全部
		② 避難階段の階段室	
		③ ①又は②以外の直通階段で避難階又は地上へ通じる階段室（傾斜路を含む）	1/2
		④ ①～③以外の階段（防火区画されているものに限る）	
2	廊下（建築基準法施行令119条の基準によるもの）	1/2	
3	避難階における屋外への出入口の部分	1/2	
4	非常用進入口（バルコニーを含む）	全部	
5	中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室：高さが31m以上の建物又は1000㎡以上の地下街に設置されるもので、【表2】の2部分を除く）	1/2	
6	昇降機等	① 非常用エレベーター（高さが31mを超える建物に設置義務）の昇降路（機械室含む）及び乗降ロビー	全部
		② ①以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る）	1/2
		③ 吹抜部分等（防火区画されているものに限る）	
7	避難通路	① スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
		② ①以外の避難通路	1/2
8	喫煙所	豊中市火災予防条例に基づき設置するもの	1/2

## (2)非課税の判定日

免税点判定と同じく、課税標準の算定期間の末日の状況により判定します。

## (3)その他

①非課税床面積は、当該非課税施設の部分に限られます。したがって、非課税施設とそうでない施設が共用している廊下・階段などには非課税床面積は按分されません。この廊下・階段の床面積の全部が課税となります。

②非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者がいる場合の従業者給与総額は、その者がそれぞれの事業に従事した分量に応じて按分します。従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

## 6. 課税標準の特例

事業所税は、非課税措置と同様にその趣旨及び目的から事業所税の軽減を図るため、課税標準の特例措置が講じられています。

### (1) 主な特例施設

#### (ア) タクシー事業用施設

道路運送法第3条第1号ハに規定するタクシー事業者がその本来の用に供する施設のうち、事務所以外の施設については、その事業所床面積又は従業者給与総額の2分の1が資産割・従業者割に係る事業所税の課税標準からそれぞれ控除されます。

本来の事業の用に供する施設とは、例えば営業所・車庫・点検施設・給油施設・洗車施設などです。同一営業所においてタクシー事業とハイヤー事業を兼業する場合は、ハイヤー事業の用に供する部分は特例の対象とはなりません。その区分が不明である場合は、それぞれの台数を按分して事業所床面積等を算定します。

#### (イ) ホテル・旅館

旅館業法に規定するホテル又は旅館営業の用に供する施設で、次のものについてはその施設の2分の1の事業所床面積が資産割の課税標準から控除されます。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものは、この特例の対象とはなりません。

①客室

②専ら宿泊客の利用する食堂(宿泊客の利用が概ね8割以上あるもの)

③広間

ただし、宿泊客以外の者の利用に供する広間(5割以上が外部の者によって利用される施設)は、特例の対象とはなりません。

④ロビー・浴室・厨房・機械室(宿泊に係る施設に限る)・玄関・玄関帳場・フロント・クローク・配膳室・サービスステーション・便所・階段・エレベーター・リネン室・ランドリー室(宿泊に係る施設に限る)

### (2) 課税標準の特例の判定日

免税点判定、非課税判定と同じく、課税標準の算定期間の末日の状況により判定します。

### (3) その他

課税標準の特例規定の適用がある施設と適用のない施設との間で共用する廊下・階段などがある場合及び、適用を受ける事業と受けない事業の従業者給与総額については、11ページ(3)その他に準じて取り扱います。

## 7. みなし共同事業

事業所税においては、事業所床面積や従業者給与総額(従業者数)という、いわゆる外形標準によって課税標準を算定し、あるいは免税点を判定しています。したがって、あくまでも個々の納税義務者を基準として課税するということになると、例えば実質的には同一の資本による事業であっても、子会社等の別会社を設立することにより、事業所税を課税されないものや租税回避という結果が生じることになります。これを防ぎ、租税負担の公平を確保する趣旨で設けられたのがみなし共同事業の規定です。

### (1) みなし共同事業の意義

特殊関係者を有する事業主の事業と特殊関係者の事業が同一の事業所用家屋で行われている場合、その特殊関係者の行う事業は事業主との共同事業とみなされ、連帯して納税義務を負います。

### (2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます。(以下において「事業主」とは特殊関係者を有するかどうかを判定する対象となる事業主をいいます。)

- ① 事業主の配偶者・6親等内の血族及び3親等内の姻族
- ② ①以外の事業主の親族で、事業主と生計を一にし(\*注1)、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③ 事業主の使用人
- ④ ①～③以外の者で、事業主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- ⑤ 事業主が同族会社(\*注2)である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 事業主を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 事業主が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人及びこれらのものを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社も含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(\*注1) 日常生活の資を共通にしていることをいい、必ずしも同居していることを必要としません。

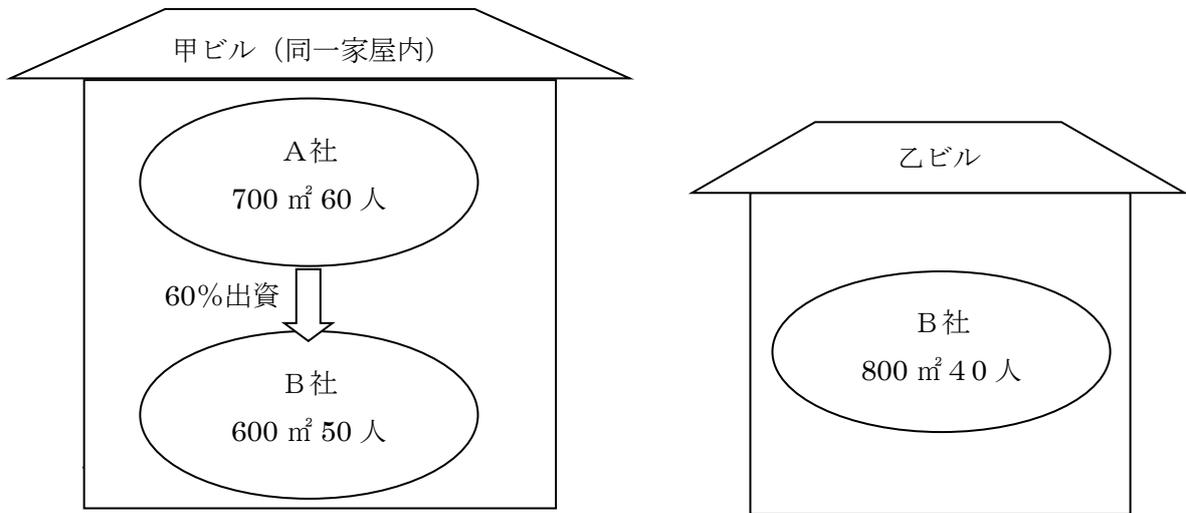
(\*注2) 株主等並びにこれらと特殊な関係のある個人や法人を1つのグループとし、これら3つ以下のグループが所有する株式や出資金額の合計が、その会社の発行済株式総数又は出資金額の50%以上に相当する会社をいいます。

### (3) 免税点の判定

- ① 特種関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。
- ② 特殊関係者を有する事業主の免税点は、その本来の事業所床面積又は従業者数と特殊関係者のみなし共同事業分との合計で判定します。特殊関係者については、その本来の事業所床面積又は従業者数のみで判定します。
- ③ みなし共同事業に該当する場合は、みなし共同事業に係る免税点明細書をご提出ください。

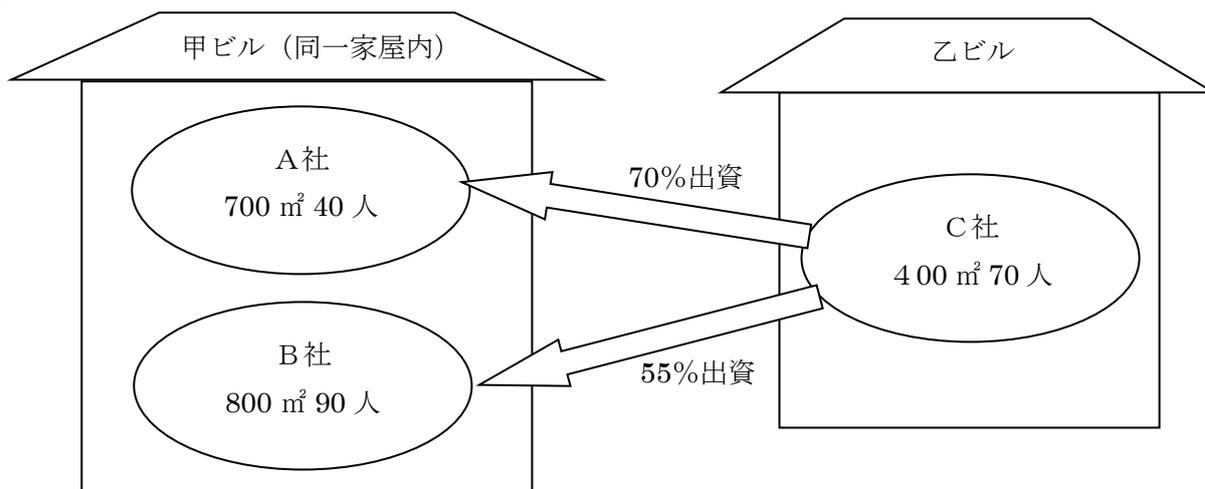
(4) 課税標準の算定

各事業者の課税標準は、それぞれが単独で行っている事業の事業所床面積または従業者給与総額となります



	免税点の判定	課税標準
A社	特殊関係者 B社 <資産割> $700 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 = 1,300 \text{ m}^2$ (免税点超) <従業者割> $60 \text{ 人} + 50 \text{ 人} = 110 \text{ 人}$ (免税点超)	<資産割> $700 \text{ m}^2$ <従業者割> 60人分の従業者給与総額
B社	特殊関係者 なし <資産割> $600 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2$ (免税点超) <従業者割> $50 \text{ 人} + 40 \text{ 人} = 90 \text{ 人}$ (免税点以下)	<資産割> $1,400 \text{ m}^2$ <従業者割> なし

<例2>



	免税点の判定	課税標準
A社	特殊関係者 B社 <資産割> $700 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 = 1,500 \text{ m}^2$ (免税点超) <従業者割> $40 \text{ 人} + 90 \text{ 人} = 130 \text{ 人}$ (免税点超)	<資産割> $700 \text{ m}^2$ <従業者割> 40 人分の従業者給与総額
B社	特殊関係者 A社 <資産割> $800 \text{ m}^2 + 700 \text{ m}^2 = 1,500 \text{ m}^2$ (免税点超) <従業者割> $90 \text{ 人} + 40 \text{ 人} = 130 \text{ 人}$ (免税点超)	<資産割> $800 \text{ m}^2$ <従業者割> 90 人分の従業者給与総額
C社	特殊関係者 なし(同一家屋内にないため) <資産割> $400 \text{ m}^2$ (免税点以下) <従業者割> 70 人 (免税点以下)	<資産割> なし <従業者割> なし

## 8. 減免について

下記の施設に該当される場合は豊中市市税条例により減免対象となります

対 象	施 設	減免割合	
		資産割	従業者割
指定自動車教習所	道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所	5割減	5割減
酒類卸売業の 保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	5割減	—
倉 庫 業	地方税法第701条の41第1項の表の第14号又は第18号に掲げる施設のうち、豊中市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が30,000㎡未満であるもの	免 除	免 除
タクシー事業用施設	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が豊中市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	免 除	免 除
家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	5割減	—
その他市長が必要と定める施設		その都度市長が定める割合	

\*新たに減免施設に該当される場合は、事業所税担当までご連絡ください。

### Ⅲ. 申告・納付

申告書を提出すべき者が申告書を提出しなかった場合は、市長は調査によって課税標準となる事業所床面積及び従業者給与総額及び税額を決定することになります。

#### 1. 修正申告・更正の請求

すでに確定した課税標準又は税額が過少であったため不足額が生じた場合は、修正申告書を提出するとともにその不足税額を納付してください。修正申告書を提出されない場合、市長が税額を更正することになります。申告書又は修正申告書に記載した税額が過大である場合は、**申告納付期限から5年以内**に限り更正の請求をすることができます。

#### 2. 加算金等

##### (1) 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合で、その申告税額が過少であった場合は、市長の更正により増加する税額の10%相当額の過少申告加算金が課せられます。

##### (2) 不申告加算金

期限後申告(期限後申告後の修正申告を含む)の場合は税額の5%、市長の決定処分の場合は15%(納付すべき税額が50万円を超える部分については5%を加算)の不申告加算金が課されます。

##### (3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合は、重加算金(過少申告加算金に代えて35%、不申告加算金に代えて40%)が課されます。

##### (4) 延滞金

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

ただし、平成25年12月31日以前の期間につきましては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%の割合〔納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%の割合(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間につきましては、前年の11月末日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)〕を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

なお、税額が2,000円未満であるときは延滞金の対象となりません。また、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。算出した延滞金が1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上の場合100円未満の端数があるときは切り捨てます。

非課税対象施設一覧表（平成31年(2019年)4月1日現在）

[注] 例えば、701の34③(26)は、地方税法第701条の34第3項第26号の略です。

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		関係条文 法律 (地方税法)
				資産割	従業者割	
共通	1	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	701の34③ (26)
消防	2	消防用設備・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	—	701の34④
駐車場	3	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供する路外駐車場で一定のもの	○	○	701の34③ (27)
	4	都市計画駐輪場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画に定められたもの	○	○	701の34③ (28)
港湾	5	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法に規定する免許を受けた港湾運送事業者又は、同法の規定する許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等がその本来事業者等がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所	—	○	701の34⑤
中小企業関連	6	中小企業高度化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法により都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701の34③ (18)
	7	中小企業高度化事業用施設	総合特別区域法第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設及び総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金を受けて設置する施設	○	○	701の34③ (19)
市場卸売	8	卸売市場等	卸売市場法に規定する卸売市場及びその機能を補完するもの	○	○	701の34③ (14)
交通運送事業	9	一般貨物自動車運送事業等施設	乗合バス・路線トラック・区域トラック事業又は鉄道運送事業者もしくは航空運送事業者の貨物運送事業を行うものが本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	701の34③ (21)
	10	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナル用施設で、事務所以外の施設	○	○	701の34③ (22)
	11	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○	701の34③ (20)
	12	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	701の34③ (23)
関連環境	13	一般廃棄物処理施設	市町村の許可又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34③ (8)
農業	14	農林漁業生産施設	農業・林業・漁業を営む者が直接生産の用に供する施設で一定のもの	○	○	701の34③ (11)
	15	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合・水産業協同組合・森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの	○	○	701の34③ (12)
ライフライン	16	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	701の34③ (7)
	17	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業の用に供する施設	○	○	701の34③ (16)
	18	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する施設	○	○	701の34③ (17)
	19	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業者のうち一定の者が、その電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所・研究施設及び研修所以外のもの	○	○	701の34③ (24)

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		関係条文 法律 (地方税法)
				資産割	従業者割	
特定業種	20	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701の34③ (4)
	21	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	701の34③ (5)
	22	化製場等	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701の34③ (6)
教育	23	教育文化施設	博物館・図書館・幼稚園で一定のもの	○	○	701の34③ (3)
医療	24	病院・診療所等	医療法等に規定する病院・診療所及び介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所、介護保険法に規定する介護医療院	○	○	701の34③ (9)
福祉	25	社会福祉施設等	社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの保護施設 児童福祉施設・老人福祉施設、身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設・精神障害者社会復帰施設、介護保険 に規定する包括的支援事業の用に供する施設、児童福祉法に 規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所 内保育事業の用に供する施設	○	○	701の34③ (10、10の2、10の3、10の4、10の5、10の6 10の7、10の8、10の9)
人的非課税	26	公益法人等	公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701の34②
	27	国及び公共法人等	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人、 一定の公共法人	○	○	701の34①
その他	29	信書便施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般 信書便事業者が本来の事業の用に供する施設で一定のもの	○	○	701の34③ (25)
	30	高速道路施設	高速道路株式会社が高速道路事業の用に供する施設 のうち事務所以外の施設	○	○	701の34③ (29)
	31	日本郵便株式会社	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第一項第一 号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用 に供する施設	○	○	701の34③ (25の2)

[注] 事務所とは、事業に関して行われる庶務・会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、これに属する物置・炊事場・会議室・金庫等は事務所に含まれます。ただし、物品の加工・販売などを行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠などの事務を行うために、単に1～2の机を配した程度の場所は、事務所には該当しません。

課税標準の特例対象施設一覧表（平成31年(2019年)4月1日現在）

[注] 例えば、701の41①(10)は、地方税法第701条の41第1項の表の第10号の略です。

区分	番号	対象	要件等	控除の割合		関係条文 法律 (地方税法)
				資産割	従業者割	
ホテル	1	ホテル・旅館用施設	旅館業法に規定するホテル旅館営業用施設で、客室・食堂・広間・ロビー・浴室・厨房・機械室等の施設で宿泊に係るもの (ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く)	1/2	—	701の41① (9)
流通業務施設	2	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	701の41① (14)
	3	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する施設	3/4	1/2	701の41① (18)
	4	流通業務地区内の上屋店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設・倉庫上場荷捌場・卸売業の用に供する店舗等	1/2	1/2	701の41① (17)
港湾施設	5	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、臨港地区内に設置される荷捌施設の上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701の41① (11)
	6	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	701の41① (13)
	7	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港湾通信施設・旅客乗降用固定施設・手荷物取扱所・待合所及び宿泊所・船舶役務用施設等宿泊に係るもの	1/2	1/2	701の41① (10)
	8	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌用施設	1/2	—	701の41① (12)
交通事業	9	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	701の41① (15)
	10	公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設で、格納庫・運行管理施設・航空機整備施設・貨物取扱施設・旅客カウンター・待合室・ロビー等	1/2	1/2	701の41① (16)
組合	11	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設(信用金庫・信用組合・労働金庫など)	1/2	1/2	701の41① (1)
特定業種	12	醸造業の製造用施設	みそ・しょうゆ・食用酢・酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装・びん詰・たる詰等の作業のための施設以外のもの	3/4	—	701の41① (7)
	13	木材市場・木材保管施設	せり売り又は入札の方法により定期的に開場される木材市場又は木材販売業者・製材業者等の用に供する簡易構造の木材保管施設	3/4	—	701の41① (8)
	14	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助又は公庫貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701の41① (6)
	15	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	701の41① (5)
環境関連	16	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙・汚水・廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で一定のもの	3/4	—	701の41① (3)
	17	公害防止事業用施設	産業廃棄物の収集・運搬又は処分事業・浄化槽清掃事業・廃油処理事業・または委託を受けて一定の資源有効利用の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2	701の41① (4)

区分	番号	対象	要件等	控除の割合		関係条文 法律 (地方税法)
				資産割	従業者割	
雇用	18	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、その事業に供する施設又は、設備の設置又は設備に要する費用に充てるための助成金の支給を受けているもの	1/2	-	701の41②
学校	19	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校等が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41① (2)
保育	20	企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が行う一定の保育事業の用に供する施設 (平成29年4月1日から令和3年3月31日までの補助を受けたものに限ります)	3/4	3/4	本法附則 33⑥
その他	21	信書便施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者が本来の事業の用に供する施設で一定のもの	1/2	1/2	701の41① (19)
	22	特定農業加工業経営改善臨時措置法に基づく農産加工品の生産施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設 (法人:令和3年6月30日までに終了する事業年度分、 個人:令和2年分まで)	1/4	-	本法附則 33⑤

[注] 事務所とは、事業に関して行われる庶務・会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、これに属する物置・炊事場・会議室・金庫等は事務所に含まれます。ただし、物品の加工・販売などを行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業員の出勤などの事務を行うために、単に1～2の机を配した程度の場所は、事務所には該当しません。